

議案第 4 号

野田市立幼稚園園児保育料等徴収条例第4条第2項の規定による
幼稚園の保育料の減免措置に関する規則を廃止する規則の制定に
ついて

野田市立幼稚園園児保育料等徴収条例第4条第2項の規定による幼稚園の保
育料の減免措置に関する規則（昭和47年野田市教育委員会規則第3号）を廃
止する規則を次のように定める。

令和元年9月27日提出

野田市教育委員会教育長 佐藤 裕

野田市教育委員会規則第 号

野田市立幼稚園園児保育料等徴収条例第4条第2項の規定による幼稚園の保育料の減免措置に関する規則を廃止する規則

野田市立幼稚園園児保育料等徴収条例第4条第2項の規定による幼稚園の保育料の減免措置に関する規則（昭和47年野田市教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に野田市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例（令和元年野田市条例第 号）附則第3項の規定による廃止前の野田市立幼稚園園児保育料等徴収条例の規定に基づいて課し、又は課すべきであった保育料等の減免措置については、なお従前の例による。

提案理由

野田市立幼稚園設置条例の一部改正する条例の制定において、野田市立幼稚園の保育料の徴取根拠である野田市立幼稚園園児保育料等徴収条例が廃止されることに伴い、本規則を廃止しようとするもの。